

2016年5月22日

公益社団法人日本語教育学会
会 員 各 位

〒101-0065
東京都千代田区西神田 2-4-1
東方学会新館 2F
公益社団法人日本語教育学会
会 長 伊 東 祐 郎

第4回（2016年度）定時代議員総会議決のお知らせ

2016年5月21日に目白大学新宿キャンパス10号館10901教室（東京都新宿区中落合4-31-1）において開催された標記総会は、黒崎誠氏を議長として議案の審議を行い、下記のとおり議決・承認しましたので、個々に概要を通知申し上げます。

記

議事に先立ち、事務局長から、定足数の確認がなされ、出席の代議員22名（9時30分時点）、書面表決書提出の代議員7名、合計29名であることが報告された。定款第17条が規定する定足数の要件を満たし、本総会は成立した。

続いて、議長選出が行われ、定款第16条に基づき、黒崎誠代議員が議長に選出された。その後、議事録署名人の選出が行われ、定款第21条第2項に基づき、文野峯子理事及び小野正樹理事が選出された。

また、代議員総会運営規程第6条第2項に基づき、議長の許可を得て、事務局より大塚事務局長及び奥山職員が出席することが報告された。

議事日程案が承認され、議題順に審議及び報告が行われた。

議事の経過の概要及びその結果は以下のとおりである。

〔決議事項〕

第1号議案 2015(平成27)年度事業報告及び収支決算報告の承認の件

(1) 2015(平成27)年度事業報告

事務局長より、資料に基づき、2015年度事業活動の概要が報告された。採決をとった結果、書面表決書の賛否（賛成7、不賛成0）を含め、賛成31、不賛成0となり、賛成多数により、原案が異議なく可決、承認された。

(2) 2015(平成27)年度決算報告

まず会長より、決算の総括的状況についての説明があった。次に事務局長より、資料の修正点について説明があり、引き続き、2015年度収支決算の要点について説明があった。次いで関口監事から監事監査の報告があり、審議が行われた。採決をとった結果、書面表決書の賛否（賛成7、不賛成0）を含め、賛成32、不賛成0となり、賛成多数により、原案が異議なく可決、承認された。

なお、審議中に次のような意見があった。（◎…意見、■…回答）

◎決算書類に、事業別の損益が分かるような資料があると、事業の見直しのポイントが分かり、全体のバランスが見えやすくなる。検討をお願いしたい。

■次年度以降、事業別収支が明示できるよう事務局と相談していきたい。

第2号議案 日本語教育学会テーマ領域別研究会活動に関する規程等（登録手続要綱・結成基準を含む）の廃止に承認について

初めに事務局長より、本件について議員総会で審議をすることとなった経緯の説明があった。続いて、会長より資料に基づき説明があり、審議が行われた。採決をとった結果、書面表決書の賛否（賛成 6、不賛成 1）を含め、賛成 31、不賛成 1 となり、賛成多数により、原案が可決、承認された。

なお、審議中に次のような質疑応答があった。（◎…質問・意見、■…回答）

◎テーマ領域別研究会活動に関する規程の第 9 条第 2 項に、「テーマ研究会の解散に際し当該グループに残余財産があるときは、当該グループは解散時まで整理を完了しなければならない。」とあるが、残った財産があるか、それがどのように整理されたのか、ということ、どのように把握しているのか教えてほしい。

■研究会には毎年事業報告と決算報告を提出してもらっているが、財産が余っているという印象はない。

◎その状況をホームページ等で公開した方が誤解もなくすっきりするのではないか。

■検討し、改めてご回答する。

〔報告事項〕

(1) 『公益社団法人日本語教育学会の理念体系 2015 年度版』について

会長から、資料に基づき、学会の理念体系についての説明があった。

また、理念体系に関しては、ホームページ上に FAQ のページを設けていること、その他、意見、質問等がある場合は事務局までメールで連絡をいただきたい旨説明があった。なお、最終版として 2016 年度版を作成することも報告があった。

本件に関して、次のような質疑応答があった。（◎…質問、■…回答）

◎理念体系の最終版は代議員総会の審議事項になるのか。代議員は一般会員の総意を理事会に伝え、それを元に理事会で出た提案を、代議員総会で審議し、最終的に決定すると考えていた。理念体系が報告事項であれば、代議員が審議する場がない。意見を上げて、執行部のみで決定するのであれば、代議員総会の意味がないのではないか。理念体系についても、代議員総会で審議をせず決定するのであれば、大きな瑕疵を残すのではないか。

■理念体系については、3 月 13 日と 5 月 3 日に理事会で審議し、承認された。いきなり執行部から出したのではなく、すでに手続き上、理事会で理事の方々からいろいろな意見をいただき、審議承認を経て決定したものである。

■公益法人として、代議員総会で審議事項・決議事項として挙げる事柄はある程度決められており、今回の理念体系の件は、審議事項・決議事項には該当しないと考えている。

◎日本語教育学会が公益法人ということで、通常の学会とは違うということは理解した。そうであれば、代議員総会は決算を承認する以外に権限を持たないということを示す必要があるのではないか。公益法人に移行する時に、直接民主制ではなく間接民主制にし、より密に議決に関わっていくということを目玉として説得した。理念体系は学会全体に関わることであるにもかかわらず、会員の代表である代議員が審議することができないのであれば、何のために代議員総会があるのか分からない。また、理事の方々が労力をさいてくださっていることには敬意を表すが、理事会のみで審議決定しなければならないということは、何か問題が起こった時の全責任は理事会だけが負うことになる。そのような負担を負い、それだけの労力をさくことになれば、理事になろうという人がいなくなるのではないかという懸念がある。会員が自ら選んだという意義を担保することと、理事の心理的な負担を減らすという点からも、理事と代議員で職務を分業するなど、公益法人としての枠内で何らかの方法も検討してほしいと思う。

■今日の助言を受けながら、それぞれがどのような役割を持っているかを皆様には

つきりお伝えし、所掌を遂行していきたいと思う。定款を再度確認する。

続いて、神吉副会長より、日本語教育研究・実践ネットワーク（Net-J）の立ち上げについて報告があった。

本件に関して、次のような質疑応答があった。（◎…質問、■…回答）

◎テーマ別研究会が終了し、Net-Jに引き継ぐということだが、テーマ別研究会では、日本語教育学会の一組織として対外的に名前を使うことができた。NET-Jになると、ネットワーク加盟団体という位置づけになるのか。

■その通りである。研究会はそれぞれ独立した団体であり、それぞれがネットワークの一員となる。テーマ別研究会に加盟していることのメリットのひとつは、日本語教育学会と関係性があるということを見せられる点だった。そういう部分をできるだけ引き継げるような形で考えている。

◎これは、日本語教育学会の組織下に入るものなのか。それとも、日本語教育学会もこのネットワークに加盟するのか。また、このネットワーク事業についても理念体系のパンフレットの2ページ目の図に入れた方がよいのではないか。

■本学会と他の加盟団体が上下の関係になることは考えていない。本学会もこのネットワークに加盟する。本学会を含め、それぞれの独立した加盟団体がネットワークを形成するという形となる。その中で、事務局機能をどこかが担わなければならない。言語系学会連合や多文化系学会連携協議会は、持ち回りで事務局の役割を担っているが、Net-Jについては他の研究会の規模などを考慮して、本学会が事務局を担うことを考えている。

また、この事業については、「連携協力事業」に含まれる。連携協力事業には、国際連携と学会連携があるが、ここに新たにNet-Jという事業を加えることになっている。

事務局長から、次の各報告事項を一括して要点の報告があった。

- (2) 2016（平成28）年度事業計画及び予算について
- (3) 第14回日本語教育学会賞・第14回日本語教育学会奨励賞・第1回『日本語教育』論文賞について

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午前11時30分に閉会した。
以上